

仕 様 書（売店設置・運営及び自動販売機設置）

1 貸付物件

- (1) 施設名 地方独立行政法人山梨県立病院機構山梨県立北病院
- (2) 所在地 韮崎市旭町上條南割3314-13
- (3) 貸付場所 別紙「売店位置図」「自動販売機位置図」のとおり

2 販売品目

- (1) 売店での販売品目は、飲料、菓子類、軽食、衛生用品、入院患者のための服、雑貨等、予め病院と協議して設置すること。また、病院からの販売要望にできる限り対応すること。
- (2) 自動販売機での販売品目は、コーヒー飲料、果汁飲料等の飲料とすること。飲料は缶、ペットボトル、紙パックのいずれかによる密閉式の容器とすること。
- (3) 販売単価は、標準的な小売価格を参考とし、また、病院からの価格要望にできる限り対応すること。

3 維持管理責任

- (1) 商品補充、金銭管理等、売店及び自動販売機の維持管理を適切に行うこと。また、商品の賞味期限に十分注意するとともに、食品の管理、在庫・補充管理を適切に行うこと。
- (2) 関係法令等の遵守・徹底を図るとともに、関係機関等への許可、届出、検査等が必要な場合は遅滞なく手続き等を行うこと。
- (3) 販売品の搬入・廃棄物の搬出時間及び経路については、病院の指示に従うこと。
- (4) 自動販売機に併設して、販売する飲料の容器の種類に応じた使用済み容器の回収ボックスを必要数設置し、周辺の清掃を行うこと。
- (5) 自動販売機はアンカーにより固定するなど安全に設置すること。また、設置後は定期的に安全面に問題ないかを確認すること。
- (6) 自走販売機の撤去・交換の場合は、病院と予め協議の上実施すること。
- (7) 自動販売機の故障、問い合わせ並びに苦情については、故障時等の連絡先を明記し、責任を持ち誠意対応すること。
- (8) 病院が承認した場合を除き、売店及び自動販売機で販売する商品に関係のない広告・掲示をしないこと。

4 売上状況の報告

設置事業者は、翌月末日（土日曜・祝日の場合は直前の平日）までに、当月の売店売上高及び自動販売機の売上高（売上数量、売上金額）を書面（任意書式）により報告すること。